

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2937号から第2939号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第2937号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第2938号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当ではなく、特定年特定月の前月30日を報告日とする特定地区センターの対応についての苦情対応報告書を保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであると判断しています。

答申第2939号では、横浜市水道事業管理者が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「SSW対応メモ（特定年月日1）」、「SSW対応メモ（特定年月日2）」、「支援経過管理表」、「SSW対応メモ（特定年月日3）」及び「SSW対応メモ（特定年月日4）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第2937号】
- (2) 「(1)請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録の公文書・請求書」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第2938号】
- (3) 「特定集合住宅 管理人室の平成29年5月から令和2年1月分の料金オンラインシステムの使用者情報及び調定明細画面」の一部開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第2939号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2937	令和2年1月8日	令和2年2月13日	令和2年2月27日	令和2年3月27日	個人	教育委員会
2938	令和2年2月21日	令和2年3月4日	令和2年3月11日	令和2年4月9日	個人	市長
2939	令和2年3月3日	令和2年3月24日	令和2年5月14日	令和2年6月26日	個人	水道事業管理者

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2937	<p>「SSW対応メモ（特定年月日1）」（以下「個人情報1」という。）、「SSW対応メモ（特定年月日2）」（以下「個人情報2」という。）、「支援経過管理表」（以下「個人情報3」という。）、「SSW対応メモ（特定年月日3）」（以下「個人情報4」という。）及び「SSW対応メモ（特定年月日4）」（以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>個人情報一部開示</p> <p><b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>非常勤職員の氏名</b></li> </ul> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p><b>個人情報保護条例第22条第7号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校・関係機関等との共有情報内容、所見及び助言内容</b></li> </ul> <p>（学校・関係機関等との共有情報内容、所見、助言内容は、対応を検討するためのものであり、開示することにより、今後の関係機関との連携に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき
2938	<p>「(1)請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録の公文書・請求書」（以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>個人情報非開示</p> <p><b>個人情報保護条例第25条第2項に該当</b></p> <p>（特定地区センター内で、本人開示請求者が暴行を受けたことが記載されている文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため。）</p>	保有個人情報を特定の上、改めて開示、非開示の判断をすべき
2939	<p>「特定集合住宅 管理人室の平成29年5月から令和2年1月分の料金オンラインシステムの利用者情報及び調定明細画面」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>個人の氏名及び横浜市職員の職員番号</b></li> </ul> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>電話番号</b></li> </ul> <p>（団体の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため。）</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第3号ア及び第4号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>請求先口座情報（金融機関名・支店名、口座種別及び口座番号）</b></li> </ul> <p>（団体の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため。）</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
		るため。また、開示することにより、当該団体の財産権が侵害されるおそれがあるため。)	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2937	<p><b>《児童生徒への支援に係る事務について》</b></p> <p>実施機関では、横浜市教育振興基本計画に基づき、児童生徒への支援のため、学校と家庭との緊密な連携による登校支援の取組や、学校と地域や区役所等の関係機関との連携強化を行っているが、関係機関との連携強化を担う人材として、各方面別学校教育事務所にSSWを配置している。</p> <p>SSWは、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者で、関係機関等とのネットワークの構築及び連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築及び支援、保護者・教職員等に対する支援、相談、情報提供等を行う。</p> <p>実施機関のSSWの活用においては、学校の組織的取組の中心的役割を担う生徒指導専任教諭や児童支援専任教諭、特別支援教育コーディネーター等が、SSWと協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その過程で学校自らの課題解決の力をつけていくことをねらいとしている。</p> <p>SSWは、学校だけでは解決等が困難な事案に対して、課題解決に向けた支援ネットワークの構築のため、学校を中心としたケース会議を行う。学校を含む関係機関が、それぞれの専門性に基づいて意見交換を行い、課題を抱えた児童生徒や家庭に対して、それぞれの機関がその機能を生かした支援の分担を行う。これにより学校は、児童生徒の成長に向けた、教育的な支援という、学校教育本来の専門性を生かした役割を果たす。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人への支援内容を記録し、管理するために、SSWが作成した対応メモ及び支援経過管理表である。</p> <p>個人情報1は、特定年月日1のケース会議の記録であり、ケース会議の概要、会議の内容及びSSWによる見通しが記載されている。</p> <p>個人情報2は、特定年月日2のケース会議の記録であり、ケース会議の概要及び会議の内容及びSSWによる見通しが記載されている。</p> <p>個人情報3は、特定年月日5から特定年月日6までのSSWの審査請求人に係る支援内容を日付ごとに記録した表である。</p> <p>個人情報4は、特定年月日3のケース会議の記録であり、ケース会議の概要、会議の内容及びSSWによる見通しが記載されており、また、別紙として会議の内容をまとめたホワイトボードの写真が添付されている。</p> <p>個人情報5は、特定年月日4にSSWが専任教諭から電話で聞き取った内容及びSSWによる見通しが記載されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表1の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示部分1から非開示部分6までの情報を個人情報保護条例第22条第7号に該当するとして、また、非開示部分7及び非開示部分8を個人情報保護条例第22条第3号に該当するとして、非開示としている。</p> <p><b>《個人情報保護条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、非開示部分1から非開示部分6までが本号に該当すると主張している。そ</p>

答申 番号	判断の要旨
2937	<p>ここで、当審査会で不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 非開示部分 1 から非開示部分 6 までを開示することにより、関係機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な相談や支援業務が困難になるなど、審査請求人に係る問題解決に関し、適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(イ) また、非開示部分 1 から非開示部分 6 までは関係機関から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたもので、これらを開示すれば、今後の児童生徒の問題解決に関する業務において、関係機関からの協力が得られなくなるおそれがある。</p> <p>(ウ) さらに、これらの情報が開示されることを関係機関が意識すると、今後、ケース会議等の児童生徒の支援について検討する機会において、関係機関同士が率直な意見交換を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなることにより、今後の児童生徒の支援業務に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 上記ア(ア)の主張について  審査請求人は本件本人開示請求時点で本件学校を既に卒業し、本件事案に係る実施機関の支援業務は既に終結していることから、この主張は認められない。また、今後、実施機関が別事案で審査請求人の支援業務に関わる可能性は全くないとはいえないが、その可能性により関係機関と審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれは法的保護に値する蓋然性があるとはいえない。</p> <p>(イ) 上記ア(イ)の主張について  関係機関は、それぞれが協力して児童生徒の問題解決のための支援を行うという職責を持ってケース会議等に参加しているのであり、非開示部分 1 から非開示部分 6 までを開示することが、その協力体制に支障を及ぼすとは考えられない。</p> <p>(ウ) 上記ア(ウ)の主張について  当審査会が確認したところ、本件保有個人情報には、関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等の情報が記載されていた。これらの情報が開示されることを意識すれば、児童生徒の支援について検討する機会において、それぞれの関係機関が、児童生徒やその保護者等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることや、問題解決のために踏み込んだ議論を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討が行いにくくなる可能性は否定できないことから、関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等の情報については、実施機関の主張は認められる。</p> <p>(エ) 非開示部分 1 について  当審査会が非開示部分 1 を確認したところ、非開示部分 1 は、関係者の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等の情報であった。したがって、非開示部分 1 は、上記(ウ)のとおり、開示することにより、効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなり、今後の児童生徒の支援業務に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。</p> <p>(オ) 非開示部分 2 から非開示部分 4 までについて  非開示部分 2 から非開示部分 4 までは、本件事案に係る客観的な事実関係を関係機関が共有した部分である。さらに、当審査会が見分したところ、その内容は、非開示部分 1 とは異なり、開示したとしても効果的な情報共有や対応の検討を行いにくくなるようなものではなかった。したがって、非開示部分 2 から非開示部分 4 までは、開示することにより、今後の児童生徒の支援業務に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。</p> <p>(カ) 非開示部分 5 及び非開示部分 6 について  非開示部分 5 は支援内容の記録に記載されている公務員の職名であり、また、非開示部分 6 は支援内容の記録に記載されている公務員の氏名である。当該職名及び当該氏名</p>

答申 番号	判断の要旨																												
2937	<p>に係る公務員が本件事案に関わっていることは、本件処分において開示している情報から明らかであり、開示することにより今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報とは認められない。</p> <p>ウ 以上のことから、非開示部分 1 は本号柱書に該当するが、非開示部分 2 から非開示部分 6 までは本号柱書に該当しない。</p> <p><b>《個人情報保護条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 非開示部分 7 は、当審査会が見分したところ、非常勤特別職の地方公務員の職名であった。したがって、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分 7 は、職務の遂行に係る情報のうち当該公務員の職に係る部分に該当する情報であることから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>イ 非開示部分 8 は、SSW、学校カウンセラー及び学校支援員の氏名である。したがって、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、当該情報は、公務員の氏名であるが、当該公務員の氏名は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>ウ また、実施機関は、非開示部分 4 については個人情報保護条例第22条第7号の該当性のみを主張しており、本号の該当性については主張していない。しかしながら、当審査会が非開示部分 4 を確認したところ、非開示部分 4 は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない情報であることが認められた。</p> <p>別表 1 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1093 719 1167">保有個人情報</th> <th colspan="2" data-bbox="719 1093 1222 1167">実施機関が非開示とした部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1167 719 1379">個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 4 個人情報 5</td> <td data-bbox="719 1167 1222 1379">関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等</td> <td data-bbox="1222 1167 1474 1379">非開示部分 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1379 719 1464">個人情報 1 個人情報 3</td> <td data-bbox="719 1379 1222 1464">審査請求人に係る客観的な事実</td> <td data-bbox="1222 1379 1474 1464">非開示部分 2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1464 719 1536">個人情報 3</td> <td data-bbox="719 1464 1222 1536">関係機関に係る客観的な事実</td> <td data-bbox="1222 1464 1474 1536">非開示部分 3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1536 719 1704">個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 5</td> <td data-bbox="719 1536 1222 1704">審査請求人以外の第三者に係る客観的な事実</td> <td data-bbox="1222 1536 1474 1704">非開示部分 4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1704 719 1776">個人情報 3</td> <td data-bbox="719 1704 1222 1776">公務員の職名</td> <td data-bbox="1222 1704 1474 1776">非開示部分 5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1776 719 1848">個人情報 3</td> <td data-bbox="719 1776 1222 1848">公務員の氏名</td> <td data-bbox="1222 1776 1474 1848">非開示部分 6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1848 719 1919">個人情報 1</td> <td data-bbox="719 1848 1222 1919">会議参加者の職名</td> <td data-bbox="1222 1848 1474 1919">非開示部分 7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1919 719 2121">個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 4 個人情報 5</td> <td data-bbox="719 1919 1222 2121">非常勤職員の氏名</td> <td data-bbox="1222 1919 1474 2121">非開示部分 8</td> </tr> </tbody> </table>	保有個人情報	実施機関が非開示とした部分		個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 4 個人情報 5	関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等	非開示部分 1	個人情報 1 個人情報 3	審査請求人に係る客観的な事実	非開示部分 2	個人情報 3	関係機関に係る客観的な事実	非開示部分 3	個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 5	審査請求人以外の第三者に係る客観的な事実	非開示部分 4	個人情報 3	公務員の職名	非開示部分 5	個人情報 3	公務員の氏名	非開示部分 6	個人情報 1	会議参加者の職名	非開示部分 7	個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 4 個人情報 5	非常勤職員の氏名	非開示部分 8	
保有個人情報	実施機関が非開示とした部分																												
個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 4 個人情報 5	関係機関の審査請求人や保護者に対する所見及び評価、相談内容、助言、今後の対応等	非開示部分 1																											
個人情報 1 個人情報 3	審査請求人に係る客観的な事実	非開示部分 2																											
個人情報 3	関係機関に係る客観的な事実	非開示部分 3																											
個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 5	審査請求人以外の第三者に係る客観的な事実	非開示部分 4																											
個人情報 3	公務員の職名	非開示部分 5																											
個人情報 3	公務員の氏名	非開示部分 6																											
個人情報 1	会議参加者の職名	非開示部分 7																											
個人情報 1 個人情報 2 個人情報 3 個人情報 4 個人情報 5	非常勤職員の氏名	非開示部分 8																											

答申 番号	判断の要旨			
2937	別表2 非開示部分のうち開示すべき部分			
	保有個人情報	実施機関が 非開示とし た部分	該当箇所	開示すべき部分
	個人情報1	非開示部分 2	「5 会議内容」の 「(1) 経過概要につ いて(司会)」の項	1行目から6行目までの全て
			「5 会議内容」の 「(2) 関係者からの 情報提供等」の項	4行目の1文字目から12文字目 まで、5行目の1文字目から22 文字目まで、7行目の全て及び1 3行目の全て
		非開示部分 7	「4 会議出席者」の 項	4行目の1文字目から6文字目 まで
			「5 会議内容」の 「(3) その他、確認 事項等」の項	7行目の全て
	個人情報3	非開示部分 2	表の9個目の経過記 録	3行目の10文字目から19文字 目まで
			表の10個目の経過記 録	2行目の2文字目から15文字目 まで
			表の18個目の経過記 録	2行目の2文字目から24文字目 まで
			表の19個目の経過記 録	1行目の2文字目から行末まで
		非開示部分 3	表の3個目の経過記 録	1行目の1文字目から7文字目 まで及び1行目の16文字目から 2行目の5文字目まで
			表の8個目の経過記 録	2行目の2文字目から26文字目 まで
			表の9個目の経過記 録	2行目の2文字目から17文字目 まで
			表の13個目の経過記 録	1文字目から11文字目まで及び 18文字目から文末まで
非開示部分 5		表の3個目の経過記 録	1行目の8文字目から15文字目 まで、2行目の8文字目から16 文字目まで及び2行目の19文字 目から23文字目まで	

答申 番号	判断の要旨		
2937			表の 13 個目の経過記録 14 文字目から 17 文字目まで
			表の 15 個目の経過記録 1 行目の 14 文字目から 17 文字目まで
	非開示部分 6	表の 3 個目の経過記録	2 行目の 17 文字目及び 18 文字目
2938	<p><b>《地区センターの管理運営に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）に基づき、地域の住民が自主的に活動し、及び相互交流を深めることのできる場として地区センターを設置している。また、同条例第5条第1項及び第2項では、地区センターの管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせることが規定されている。</p> <p>地区センターの指定管理者の選定、指導及び助言に係る事務は、区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）第2項第6号の2の規定により、設置区の区長に委任されている。そして、設置区における指定管理者への指導及び助言については、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条に基づき、当該区の総務部地域振興課（青葉区では、青葉区総務部地域振興課。以下「地域振興課」という。）が行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人が特定年特定月頃に特定地区センター内で暴行を受けたことが記録されている保有個人情報と解される。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報は作成しておらず、保有していないとして、非開示としている。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件保有個人情報について、次のように主張している。</p> <p>(ア) 地域振興課に対して暴行を受けた旨の通報をしたのであるから、実施機関には、その際のメモの文書が存在する。</p> <p>(イ) 実施機関には、特定地区センターのビデオテープの記録が存在する。</p> <p>(ウ) 審査請求人は、特定地区センターにおいて審査請求人に暴行をした館長及び職員の氏名等について行政文書の開示を請求したのであるから、当該開示請求に係る文書も存在する。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 指定管理者からの通報に係る記録の不存在について</p> <p>横浜市と地区センターの指定管理者との間で締結する基本協定では、事故等の緊急事態が発生した場合には、指定管理者は、速やかに横浜市等の関係機関に通報することとされている。当該通報の方法について明文の規定はないため、原則として文書での報告の義務はないが、地域振興課では、指定管理者に対し、事故等だけが人が発生した場合又は警察を呼んだ場合は、事故・事件等報告書を作成し、ファックス又はメールで提出するよう依頼している。そこで、仮に利用者が特定地区センターで暴行を受けるような事件が発生したとすれば、当該通報に係る記録が存在することが考えられる。</p> <p>この点、地域振興課に提出された事故・事件等報告書は、係長及び課長に回議された後、年度ごとにファイルに綴じて保管される。なお、メールで送られてきたものは、印刷して回議及び保管を行っている。そこで、実施機関が特定年特定月に係る年度の当該ファイルを確認したところ、特定地区センターに係る事故・事件等報告書は保存されていなかった。また、実施機関は、地域振興課の特定地区センターを担当する職員（以下</p>		

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2938</p>	<p>「担当職員」という。)のパソコンも確認したが、同年度の特定地区センターに係る事故・事件等報告書や当該事故・事件等報告書に係るメールは保存されていなかった。</p> <p>次に、けが人が発生し、又は警察を呼ぶような重大な事態には至らない比較的軽易な事案については、電話等で通報を受けることがあることから、実施機関が地域振興課内で確認をしたところ、特定年特定月頃に、特定地区センターから担当職員に対して、利用者とのトラブルがあり、区へ連絡があるかもしれないといった内容の電話連絡があったとのことであった。担当職員は、電話で事情を聞き取ったところ、けが人の発生や施設の破損といった重大な内容の通報ではなかったことや、当該利用者から連絡があった場合は担当職員が対応することから、通報に係る記録を作成しなかったとのことであった。</p> <p>(イ) 電話で通報をした際のメモの文書が存在するとの審査請求人の主張について</p> <p>地域振興課においては、苦情等があった場合で当該苦情等に係る記録を残す必要があると判断したときは、苦情対応報告書を作成している。作成した報告書は、係長及び課長に回議された後、年度ごとにファイルに綴じて保管される。</p> <p>実施機関が特定年特定月に係る年度の当該ファイルを確認したところ、特定年特定月の前月30日が報告日の特定地区センターに係る苦情対応報告書(以下「苦情報告書」という。)が保存されていた。苦情報告書は、同日にあった電話による苦情に係るもので、特定地区センターで特定年特定月の前月29日に暴行を受けた等の苦情が記録されていたが、電話の相手方の氏名を聞き取っておらず苦情を申し立てた者が不明であり、審査請求人の保有個人情報と断定できないことから、本件保有個人情報として特定しなかった。</p> <p>(ウ) 現地調査の記録の不存在について</p> <p>苦情報告書には、電話を受けた日の午後に特定地区センターに現地調査に行くこととなった旨の記載があった。この現地調査に係る記録が存在すれば、電話の相手方の氏名が判明する可能性もある。そこで、実施機関が担当職員に確認したところ、現地調査によって、苦情報告書記載の電話による苦情の一部は、上記ア(ア)記載の通報と同じ案件に係るものであることが分かり、事情は当該通報及び現地調査により把握できたこと、当該電話の相手方は「また気になったら電話する」と発言していたため、現地調査の結果は文書の交付ではなく電話での説明により行うものと考えたことから、担当職員は、現地調査の記録を作成していないとのことであった。</p> <p>実施機関では、担当職員のパソコンを確認する際に、現地調査に係る記録がないかも確認したが、担当職員の説明のとおり、当該記録は存在しなかった。</p> <p>(エ) ビデオテープの記録が存在するとの審査請求人の主張について</p> <p>防犯カメラを設置しているのは指定管理者であり、その映像に係る記録は、地域振興課では保有していない。</p> <p>(オ) 行政文書の開示請求に係る文書も存在するとの審査請求人の主張について</p> <p>地域振興課では、情報公開条例第6条第1項に基づく開示請求に係る文書については、年度ごとにファイルに綴じて保管している。</p> <p>そして、実施機関が、特定年特定月に係る年度以降の当該ファイルを確認したところ、特定地区センターに係る審査請求人の開示請求に関する文書として保存されているのは、特定年特定月の前月30日付の開示請求書並びに当該開示請求書に係る一部開示決定通知書の写し及び開示対象文書の写し(以下、これらを総称して「開示請求書等」という。)のみであった。そうすると、審査請求人が主張する行政文書の開示請求に係る文書とは、開示請求書等のことであると解される。</p> <p>しかし、当該開示請求書の内容は、特定地区センターの指定管理者の理事長及び特定地区センターの館長、副館長その他の職員の氏名の開示を求めるものであり、開示対象文書にも審査請求人が特定年特定月頃に特定地区センター内で暴行を受けた記録に該当する記載はなかったため、開示請求書等については、本件保有個人情報として特定しなかった。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2938</p>	<p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 苦情報告書について</p> <p>実施機関は、電話の相手方の氏名を聞き取っておらず苦情を申し立てた者が不明であると説明する。そこで、当審査会において苦情報告書を見分したところ、苦情報告書には、報告日（特定年特定月の前月30日）や回議された者の印影のほか、説明要旨、対応経緯等の欄が設けられており、このうち、説明要旨の欄には、横浜市市民局市民情報室（以下「市民情報室」という。）から地域振興課に対し、特定地区センターの対応に不満な利用者が市民情報室に来庁し、開示請求を希望しているとの電話があったこと、当該利用者と直接話をしてほしいとのことで電話を代わられ、地域振興課の職員が、当該利用者と電話で話をしたこと等が記載されていることが認められた。</p> <p>次に、対応経緯の欄には、特定年特定月の前月29日及びその1週間ほど前に、地区センター職員の男性2名に暴行を受けた等、特定地区センターに係る当該利用者からの苦情の内容が記載されていることが認められた。そのほか、当該苦情に対して、地域振興課の職員が現地に足を運び確認すると伝えたこと、当該利用者が「また気になったら電話する」と述べたこと等も記載されていることが認められた。</p> <p>また、苦情報告書の欄外には備考として、係長に報告をして現地調査に行くことになったこと、当該利用者について、特定地区センター職員名簿についての開示請求をして帰っていったとの連絡が市民情報室からあったこと等が記載されていることが認められた。</p> <p>なお、苦情報告書には、電話の相手方である当該利用者について、氏名等の特定の個人を識別することができる情報は記載されていないことが認められた。</p> <p>しかし、苦情報告書の備考には、特定地区センター職員名簿についての開示請求をしたとの記載があることから、苦情対応報告書は、当該開示請求に係る開示請求書の開示請求者の記載と照合することで、地域振興課に電話をした者について、特定の個人を識別することができる情報であると考えられる。</p> <p>この点について実施機関に確認をしたところ、特定年特定月の前月30日に市民情報室で受け付けられた特定地区センターに係る開示請求は、審査請求人の同日付の開示請求1件のみであるとのことであった。そうだとすると、苦情報告書は、当該開示請求に係る開示請求書等の情報と照合することで審査請求人を識別することができる情報であるから、審査請求人の個人情報に当たる。</p> <p>また、苦情報告書には、特定年特定月の前月29日に暴行を受けた等の苦情が記載されていることから、審査請求人が特定年特定月頃に特定地区センター内で暴行を受けた記録であり、本件保有個人情報に当たると考えられる。</p> <p>(イ) 開示請求書等について</p> <p>実施機関は、開示請求書等には、審査請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録に該当する記載はなかったと説明する。そこで、当審査会において開示請求書等を見分したところ、開示請求書等は、審査請求人に対して暴行をした館長名等の開示を求めるものではなく、特定地区センターの指定管理者の理事長及び特定地区センターの館長、副館長その他の職員の氏名の開示を求めるものであり、審査請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録に該当する記載はないことが認められた。また、一部開示決定通知書の写し及び開示対象文書の写しにも、当該記載はないことが認められた。よって、開示請求書等は、本件保有個人情報に当たらない。</p> <p>(ウ) 指定管理者からの通報に係る記録、現地調査の記録及びビデオテープの記録（以下「通報記録等」という。）について</p> <p>上記ア(ア)、(イ)及び(エ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、通報記録等が存在することを推認させる特段の事情も認められない。</p>
<p>2939</p>	<p><b>《料金オンラインシステム（以下「料金システム」という。）を使用して行う事務について》</b></p>

答申 番号	判断の要旨
2939	<p>実施機関は、水道料金に係る諸届の受付及び処理、使用水量の計量及び認定、水道料金の減免、水道料金の徴収に関する事務を行うために、料金システムを使用しており、料金システムでは、水道使用者の氏名、連絡先、使用場所、水道料金の支払方法、検針日における水道メーターの指針、使用水量、水道料金の支払状況等の情報を一元的に管理している。</p> <p>料金システムのうち、使用者情報では、料金の算定や請求処理を行うための使用者情報を管理しており、調定明細では、料金徴収の基礎となる検針情報を管理している。</p> <p>なお、A区及びB区の区域における水道使用者に係る料金システムの使用者情報及び調定明細は、水道局給水サービス部戸塚水道事務所で管理している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、料金システムで表示した特定集合住宅（以下「本件集合住宅」という。）の管理人室の水道の使用者情報及び平成29年5月分から令和2年1月分までの調定明細の画面を印刷したものである。</p> <p>使用者情報には、水道の使用者として本件集合住宅管理人室、給水装置及び使用者の住所としてその所在地が記載されているほか、電話番号、用途等、水道料金の請求先の名義、住所、口座情報等並びに料金システムにログインした実施機関の職員の氏名及び職員番号、料金整理員の氏名等が記載されている。</p> <p>調定明細には、2カ月ごとの上下水道の使用水量、水道料金の調定額等及び料金システムにログインした実施機関の職員の氏名及び職員番号が記載されている。実施機関は、開示請求時点で表示できた最も古い履歴である平成29年5月分から最も新しい履歴である令和2年1月分までの計17枚の調定明細の画面を印刷し特定している。</p> <p>実施機関は、料金システムにログインした実施機関の職員の職員番号及び使用者情報の料金整理員の氏名を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして、使用者の電話番号並びに請求先の電話番号及びFAX番号（これらを総称して、以下「本件電話番号等」という。）を同条同項第3号アに該当するとして、また、請求先金融機関名、口座種別及び口座番号を同条同項第3号ア及び第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。</p> <p><b>《本件審査請求文書の特定について》</b></p> <p>ア 審査請求人は、本件集合住宅の管理人室はA区にあるにもかかわらず、本件審査請求文書の給水装置及び使用者の住所がB区となっている旨主張している。この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 料金システム上の給水装置及び使用者の住所については基本的に給水申込書に記載された給水装置場所を入力している。なお、給水装置工事申込の審査の段階で工事場所と建築済証を照合している。</p> <p>(イ) 上記の方法により入力された住所は、所有者及び使用者から変更の申請があった場合等を除き、実施機関で修正することはない。</p> <p>(ウ) 確かに本件集合住宅の管理人室はA区に所在しているが、本件審査請求文書の給水装置及び使用者の住所は、上記(ア)のとおり入力されているものであり、上記(イ)のような事情もないことから、実施機関で住所の修正は行っていない。</p> <p>(エ) 審査請求人は、本件開示請求書に横浜市A区特定住所と記載しているが、審査請求人が求めている文書は本件集合住宅の管理人室の水道使用情報であると解し、審査請求人が記載している住所とは異なるが、本件審査請求文書を特定した。</p> <p>イ 上記の実施機関の説明に不自然な点はなく、また、本件開示請求書の記載から審査請求人は本件集合住宅の管理人室の水道使用情報を求めていることは明らかであることから、実施機関の文書特定に誤りがあったとはいえない。</p> <p><b>《情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関の職員の職員番号は、個人に関する情報であって、本件処分で開示されている実施機関職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。次に本号ただし書について検討すると、実施機関の職員の</p>

答申番号	判断の要旨
2939	<p>職員番号は、慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当せず、職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ウにも該当しない。また、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>イ 料金整理員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。次に本号ただし書について検討すると、料金整理員は、実施機関から水道料金の料金整理業務の委託を受けた事業者の従業員であり、その氏名は慣行として公にされている情報ではないため、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>なお、審査請求人は、実施機関から水道使用者に送付される「水道・下水道使用水量等のお知らせ」には検針員の氏名が記載され、水道使用者に対して検針員の氏名が知らされているのであるから、同等の情報である料金整理員の氏名も開示できるはずである旨主張しているが、水道使用者に対して氏名が知らされていることをもって、本号ただし書アの慣行として公にされている情報に該当するということとはできない。</p> <p><b>《情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について》</b></p> <p>請求先金融機関名、口座種別及び口座番号は、特定集合住宅管理組合（以下「本件管理組合」という。）が水道使用料金の請求先として指定した口座に係る情報であり、公にすることにより、第三者に悪用されて、本件管理組合の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p><b>《情報公開条例第7条第2項第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件電話番号等は、本件管理組合の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、本件管理組合の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当すると主張している。</p> <p>イ この点について実施機関に確認したところ、本件電話番号等は、本件管理組合からマンション管理業務を委託された法人が水道料金の支払い管理等のために使用する電話番号及びFAX番号であると推測され、一般に公になっているものではないため、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとのことであった。</p> <p>ウ 当審査会においても、当該法人のホームページ等を確認したが、本件電話番号等は掲載されておらず、一般に公になっている電話番号及びFAX番号であるとの確証を得ることはできなかった。したがって、本件電話番号等は、当該法人が水道料金の支払い管理等のために使用する電話番号であることが推測され、当該法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。</p> <p>エ なお、実施機関は、請求先金融機関名、口座種別及び口座番号についても、本号アの該当性を主張するが、これらの情報は上記《情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について》のとおり、情報公開条例第7条第2項第4号に該当するため、本号該当性は判断しない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### (本人開示請求に対する決定等)

第25条 (第1項省略)

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### (開示請求の手續)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

#### (行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (第5号及び第6号省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881